

平成31年における交通安全運動の推進方針(概要)

運 動 の 目 的		道民の交通安全意識を高め、交通事故を防止する。							
年間スローガン		ストップ・ザ・交通事故 ～ めざせ 安全で安心な北海道 ～							
交 通 安 全 運 動 の 重 点	子 供 と 高 齢 者 の 安 全 確 保	○ 歩行者保護意識の醸成を図る広報啓発活動を推進する。 ○ 街頭における交通安全指導と交通ルールを身につけるための交通安全教室を推進する。 ○ 登下校時の安全確保のための関係機関・団体による通学路の安全点検と保護・誘導活動を推進する。 ○ 高齢者の行動特性を理解した安全運転の普及に向けた広報啓発活動を推進する。 ○ 高齢者が個々の身体機能を自覚した安全な交通行動となる交通安全教育や高齢者宅への訪問活動等による交通安全指導を推進する。 ○ 運転免許証の自主返納者への支援に関する情報の提供や安全運転サポート車の普及促進のための広報啓発活動を推進する。							
	飲 酒 運 転 の 根 絶	○ 飲酒運転は悲惨な交通事故に直結する重大な違法行為であることを周知するための広報啓発活動と飲酒が身体に及ぼす影響に関する知識の普及活動を推進する。 ○ 飲酒疑似体験の交通安全講習や就業前における飲酒状態の点検等の普及活動を推進する。 ○ 飲食店や酒類販売店等の飲酒関連業界等と連携した「飲酒運転根絶ロゴマーク」やハンドルキーパー運動の普及に向けた広報啓発活動を推進する。							
	ス ピ ード ダ ウ ン	○ 速度の出し過ぎによる危険性を周知する広報啓発活動を推進する。 ○ 思いやり・ゆずり合いの心を持った運転意識の醸成に向けた広報啓発活動を推進する。 ○ ドライビングシミュレータ等を活用した安全速度の遵守に向けた交通安全教育を推進する。							
	シートベルトの全席着用	○ シートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の効果についての広報啓発活動を推進する。 ○ 各種資器材を活用したシートベルト非着用の危険性の認識向上に向けた交通安全教育を推進する。 ○ シートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底と地域・職域における着用率向上に向けた取組を推進する。							
	居 眠 り 運 転 の 防 止	○ 長距離運転における休憩の呼びかけなど居眠り運転事故防止に向けた広報啓発活動を推進する。 ○ 交通安全講習、研修会等において居眠り運転防止に向けた交通安全教育を推進する。 ○ 道の駅、コンビニエンスストア等の駐車場を休憩場所に提供する「居眠り運転防止協力店」の店舗拡大に向けた取組を推進する。							
	自 転 車 の 安 全 利 用	○ 自転車は「車両」であるということの周知を図るための広報啓発活動を推進する。 ○ 自転車シミュレータや自転車安全利用五則等の活用による自転車の交通ルールとマナー向上に向けた交通安全教育や広報啓発活動を推進する。 ○ 乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入に向けた広報啓発活動を推進する。							
	安 全 意 識 の 向 上	○ 夕暮れ時・夜間の交通事故実態と危険性を周知するための広報啓発活動を推進する。 ○ デイ・ライト運動や早めの点灯を呼びかけるほか、夜間におけるハイビームの活用に向けた広報啓発活動を推進する。 ○ 歩行者・自転車利用者に対する反射材用品等の着用促進を図る広報啓発活動を推進する。							
期 別 運 動	運 動 名	春の全国交通安全運動		夏の交通安全運動		秋の全国交通安全運動		冬の交通安全運動	
	実 施 期 間	5／11（土）～5／20（月）		7／11（木）～7／20（土）		9／21（土）～9／30（月）		11／11（月）～11／20（水）	
	セーフティコール	5／10（金）		7／11（木）		9／20（金）		11／11（月）	
	期 別 運 動 の 方 針	○ 外出の機会が増える子供や活動期に入る自転車利用者の事故防止を図るための活動等を推進する。		○ 観光や夏型レジャー等に伴う事故防止や自動二輪車による事故防止と飲酒運転根絶を図るための活動等を推進する。		○ 夕暮れ時と夜間の高齢歩行者・自転車等の事故防止等を図るための活動等を推進する。		○ 凍結路面でのスリップ事故防止等 を図るための活動等を推進する。	
	重 点 項 目	○ 春・秋の運動においては、全国交通安全運動推進要綱の運動重点に準じ、必要に応じ北海道独自の項目を定める。 ○ 夏・冬の運動においては、北海道の地域特性、交通事故の発生状況・特徴等を勘案する。							
交 通 安 全 の 日 等 の 運 動	新入学（園）期の交通安全期間	4月8日（月）～4月12日（金）		新入学（園）児の交通事故を防止するため、通学路等における街頭啓発や安全指導、安全教育を実施する。					
	飲 酒 運 転 根 絶 の 日	7月13日（土）		道民の飲酒運転根絶の気運を高めるため、広報啓発活動を実施する。					
	交通事故死ゼロを目指す日	5月20日（月）、9月30日（月）		交通事故死ゼロを目指し、住民集会などの啓発行事や期別運動のセーフティコールに準じた広報啓発活動を実施する。					
	道 民 交 通 安 全 の 日	毎月15日		道民の交通安全意識の高揚を図るため、期別運動のセーフティコールに準じた広報啓発活動を実施する。					
	自 転 車 安 全 日	毎月第1及び第3金曜日		自転車の安全利用と事故防止を図るため、自転車利用者を対象に街頭指導、啓発活動等を実施する。					
	その他の交通安全の日	無事故の日(6/25)、バイクの日(8/19)		地域独自の交通安全の日等に、地域・職域の実情に応じた広報啓発活動を実施する。					
特 別 対 策		「交通死亡事故多発警報」や「飲酒運転根絶緊急対策」の発表時に地域住民等へ緊急かつ効果的な広報啓発、住民集会、街頭指導等を実施する。							

平成31年における交通安全運動の推進方針

平成31年の交通安全運動は、北海道の交通事故の発生状況を踏まえ、「交通安全運動の重点」を軸として、期別運動、交通安全の日等の運動、特別対策等を展開し、「交通事故のない安全で安心な社会」を目指すものとする。

1 運動の目的

交通安全運動は、道民一人一人が、交通安全を自らのことと考え、交通ルールを遵守し、思いやりのある交通マナーを実践するよう、交通安全意識の高揚を図り、交通事故を防止することを目的とする。

2 年間スローガン

「ストップ・ザ・交通事故 ～ めざせ 安全で安心な北海道 ～」

3 運動の進め方

北海道の交通事故の発生状況を踏まえ、年間を通じ、地域や職域等に応じて、子供から高齢者まで幅広い年齢層が参加するイベント等を活用するなど、場所や方法に工夫を凝らしながら、広く道民に交通安全を呼びかけるものとする。

そのため、道、道教委、道警察及び市町村をはじめとする関係機関・団体等は、緊密に連携し、世代や職種等に応じた運動内容の充実に努め、「人優先」の交通安全思想に基づいた体系的かつ効果的な交通安全運動を展開する。

また、交通安全教育に関する指針等を活用し、道民自らが安全な交通行動を実践できるように、危険予測や危険回避等の効果が期待される参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進するとともに、交通安全運動に参加する若い世代の交通ボランティア等の育成にも配慮する。

(1) 運動の重点

- ア 子供と高齢者の安全確保
- イ 飲酒運転の根絶
- ウ スピードダウン
- エ シートベルトの全席着用
- オ 居眠り運転の防止
- カ 自転車の安全利用
- キ 安全意識の向上

(2) 配意事項

- ア 民間団体等の活動の促進
道、道教委、道警察及び市町村は、関係機関・団体等と連携し、地域・職域における民間団体等の自主的な交通安全活動を促進する。
- イ 交通安全情報の発信活動の推進
道、道教委、道警察及び市町村は、家庭、学校、企業、団体等の日常における交通安全意識の向上に役立つ交通安全情報について、報道機関への提供はもちろんのこと、国、道、市町村、教育機関の広報媒体や防災無線、街頭放送をはじめインターネット等を活用して地域の隅々にまで行き渡るように効果的な発信活動を推進する。

(3) 期別運動

全国運動の春・秋の交通安全運動と、北海道独自の夏・冬の交通安全運動期間を設定して実施する4期40日の運動であり、別途作成する各期の「交通安全運動北海道実施要綱」に基づき、運動の重点及び期別運動の方針等を市町村、関係機関・団体等が相互に連携して推進する。

(4) 交通安全の日等の運動

それぞれの日の趣旨に基づいて実施する運動であり、主に地域・職域において民間団体等と連携して推進する。

(5) 特別対策

交通死亡事故等が多発又は多発が懸念される時期に、特別に期間を設定して実施する緊急の対策であり、地域住民等への注意喚起などの緊急かつ効果的な広報・啓発活動や街頭啓発等を実施する。

4 重点別の取組

(1) 子供と高齢者の安全確保

ア 運転者に対する歩行者優先意識と保護意識の醸成を図る広報啓発活動を推進する。

イ 街頭における交通安全指導と交通ルールを身につけるための交通安全教室を推進する。

ウ 登下校時の安全確保のための関係機関・団体による通学路の安全点検と保護・誘導活動を推進する。

エ 高齢者の行動特性を理解した安全運転の普及に向けた広報啓発活動を推進する。

オ 高齢者が、個々の身体機能を自覚した安全な交通行動を実践するよう交通安全教育等を推進する。

カ 反射材の貼付活動や視認効果体験等の反射材の普及促進と高齢者宅等への訪問活動、高齢者の正しい横断に関するひと声アドバイス等の交通安全指導を推進する。

キ 自動車等の運転免許証の返納者への支援に関する情報の提供や安全運転サポート車の普及促進のための広報啓発活動を推進する。

(2) 飲酒運転の根絶

ア 飲酒運転は、悲惨な交通事故に直結する重大な違法行為であるという広報啓発活動の徹底と、飲酒が身体に及ぼす影響に関する知識の普及活動を推進する。

イ 交通安全指導員や地域交通安全活動推進委員等の交通ボランティアなど関係機関・団体と連携した飲酒疑似体験による飲酒運転の危険性の認識向上、安全運転管理者等と連携した就業前における飲酒状態の点検等の普及活動を推進する。

ウ 飲食店や酒類販売店等の飲酒関連業界と連携したハンドルキーパー運動や広報啓発活動を推進する。

エ 道民が一丸となって飲酒運転を根絶する気運を高めるための象徴である「飲酒運転根絶ロゴマーク」の普及啓発や効果的な活用を推進する。

オ 飲酒運転に関する情報の提供を促すとともに、飲酒運転ゼロボックスの活用を推進する。

(3) スピードダウン

ア 速度の出し過ぎによる危険性を周知するための広報啓発活動を推進する。

イ 思いやり・ゆずり合いの心を持った運転意識の醸成に向けた広報啓発活動を推進する。

ウ ドライビングシミュレータ等を活用した安全速度の遵守に向けた交通安全教育を推進する。

(4) シートベルトの全席着用

ア シートベルトの着用・チャイルドシートの正しい使用の効果についての広報啓発活動を推進する。

イ 各種資器材を活用したシートベルト非着用の危険性の認識向上に向けた交通安全教育を推進する。

ウ 後部座席を含む全ての座席でのシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底を図るとともに、地域・職域における着用率向上に向けた取組を推進する。

(5) 居眠り運転の防止

ア 居眠り運転による正面衝突事故や車両単独事故を防止するため、長距離運転における休憩の呼びかけなどの広報啓発活動を推進する。

イ 交通安全講習、研修会等において居眠り運転防止に向けた交通安全教育を推進する。

ウ 道の駅、コンビニエンスストア等の駐車場を休憩場所に提供する「居眠り運転防止協力店」の店舗拡大に向けた取組を推進する。

(6) 自転車の安全利用

- ア 自転車は「車両」であるということの周知を図るための広報啓発活動を推進する。
- イ 自転車シミュレータや自転車安全利用五則等の活用による自転車の交通ルールとマナー向上に向けた交通安全教育や広報啓発活動を推進する。
- ウ あらゆる機会を通じて、乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入に向けた広報啓発活動を推進する。

(7) 安全意識の向上

- ア タ暮れ時・夜間の交通事故実態及び危険性を周知するための広報啓発活動を推進する。
- イ デイ・ライト運動や早め点灯を呼びかけるほか、夜間におけるハイビームの活用に向けた広報啓発活動を推進する。
- ウ 歩行者・自転車利用者に対する反射材用品等の着用促進を図る広報啓発活動を推進する。

5 期別運動の取組

(1) 期別運動の方針

- ア 春の全国交通安全運動（予定：5月11日～20日）
外出する機会が増える子供や活動期に入る自転車利用者へのルールの遵守とマナーの向上を図るための広報啓発活動を展開する。
- イ 夏の交通安全運動（7月11日～20日）
夏休みを利用した観光や夏型レジャー等の戸外活動の活発化に伴い、長距離運転等による居眠り運転事故の防止、自動二輪車等による事故防止、飲酒運転根絶を図るための広報啓発活動を展開する。
- ウ 秋の全国交通安全運動（9月21日～30日）
日没の早まりとともに夕暮れ時から夜間にかけて多発する高齢者を中心とした歩行中・自転車乗用中の事故防止等を図るための広報啓発活動を展開する。
- エ 冬の交通安全運動（11月11日～20日）
凍結路面によるスリップを伴う事故防止や年末に向けて増加する飲酒運転の根絶を図るための広報啓発活動を展開する。

(2) 期間中の主な取組

期別運動の方針を踏まえつつ、次に掲げる事項について、季節や地域の状況に応じて、重点別の取組と連動して実施する。

ア 推進会議の開催

全国運動の「春」、「秋」の期別運動を効果的に推進するため、必要に応じ関係機関・団体等が一堂に会した推進会議を開催し、運動の趣旨の周知を図るとともに、各機関・団体の交通安全運動の取組みを促進する。

イ 全道統一行動日～セーフティコール～

多くの道民の自主的な参加と運動の一層の活性化を図るため、原則、運動の初日を「全道統一行動日」として設定し、地域ぐるみの一斉街頭啓発活動である「セーフティコール」を実施する。ただし、運動の初日が休日の場合は、休日直前の平日とする。

ウ 街頭啓発や住民集会等の啓発活動

市町村、関係機関・団体等が連携して、多くの住民参加による繁華街、幹線道路等における街頭啓発活動や総決起集会等の住民集会の開催による啓発活動を実施する。

エ 子供の交通安全指導

児童・幼児等に対しては、交通ルール・マナーと危険回避行動の習得を図るために、通園・通学路における街頭指導や自転車教室のほか、親子等で参加する自転車シミュレータやシートベルトコンビンサー体験等の交通安全教室等を実施する。

オ 高齢者の交通安全指導

高齢歩行者・自転車利用者等に対しては、ひと声アドバイス、反射材の貼付活動、街頭啓発や訪問活動を通じた交通安全指導等を実施する。

高齢運転者に対しては、高齢運転者標識の表示促進や交通事故の状況、安全運転のポイント周知などの啓発活動のほか、運転免許証の自主返納についても周知を図る。

また、ドライバーには高齢歩行者等が道路を横断するときは減速・徐行するなど、その行動特性を理解した運転を心がけるよう啓発活動を実施する。

カ 飲酒運転根絶の啓発活動

飲酒運転根絶の気運を向上させるため、飲酒関連業界等と連携した歓楽街等における街頭啓発や飲食店訪問活動を実施するとともに、飲酒体験ゴーグルなどを活用した交通安全教育を実施する。

キ スピードの出し過ぎ防止の啓発活動

雪解けや行楽期の到来に伴う、郊外部での速度の出し過ぎによる危険性の認識向上や住宅部等での減速についての啓発活動を実施する。

ク シートベルト・チャイルドシート着用指導

全席シートベルトの着用と年齢に適合したチャイルドシートの使用についての啓発指導を実施する。

ケ 自動二輪車事故防止の啓発活動

自動二輪車の関係団体等と連携し、自動二輪運転者を対象に安全運転等に関する啓発活動を実施するとともに、危険回避等の運転技能向上のための交通安全講習会等への参加を促進する。

コ 自転車の安全利用の啓発・指導

自転車利用者を対象とした街頭指導、自転車シミュレータや交通事故の恐ろしさを体感させる教育手法（スクエアード・ストレイト方式）を取り入れた参加・体験・実践型の自転車教室等を通じた基本的な交通ルールの周知、高齢者・障がい者等の通行の安全確保のための啓発活動を実施する。

特に、小・中学生及び高校生に対しては、将来の運転者教育の基礎として、学校や地域と連携し、自転車の安全利用に関する指導を強化する。

サ 事故多発地域における夕暮れ時等のパトライト作戦

交通安全意識の高揚を図るため、市街地交差点や幹線道路等の郊外部において、夕暮れ時等に赤色回転灯（パトライト）点灯による啓発活動を実施する。

シ 居眠り運転防止の啓発活動

行楽期や輸送繁忙期において、注意喚起のチラシを配布するなどの啓発活動を実施する。

ス 凍結路面等のスリップ事故防止の啓発活動

交差点、急カーブ、下り坂、わだち等におけるスリップ事故防止のため、スタッドレスタイヤへの早めの交換の促進、冬道の安全運転のポイントの指導等の啓発活動を実施する。

6 交通安全の日等の運動

(1) 新入学（園）期の安全期間（4月8日～4月12日）

新入学（園）の児童等を対象に通園・通学路における街頭指導、交差点での歩行者指導等を実施し、交通ルールと交通マナーの習得等を図る。

なお、期別運動期間に新入学（園）期が含まれる場合は、期別運動内の子供の交通安全指導に含めて実施することが出来る。

(2) 飲酒運転根絶の日（7月13日）

北海道飲酒運転の根絶に関する条例に基づき、道民の飲酒運転根絶の気運を高めるための広報啓発活動を実施する。

- (3) 交通事故死ゼロを目指す日（５月２０日（予定）、９月３０日）
交通事故死ゼロを目指し、住民集会などの啓発行事や期別運動におけるセーフティコールの活動に準じた広報啓発活動を実施する。
- (4) 道民交通安全の日（毎月１５日）
道民の交通安全意識の高揚を図るため、交通安全活動の一斉日として、セーフティコールの活動に準じた広報啓発活動を実施する。
- (5) 自転車安全日（毎月第１及び第３金曜日）
自転車の安全利用と自転車事故の防止を図るため、自転車利用者を対象に、街頭指導や啓発活動を実施するとともに、自転車教室等による参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。
- (6) その他の交通安全の日
無事故の日（６月２５日）、バイクの日（８月１９日）、その他地域独自の交通安全の日等については、それぞれの日の実施趣旨を踏まえて、地域・職域の実情に応じた各種啓発活動を実施する。

7 特別対策

- (1) 交通死亡事故多発警報
道や総合振興局・振興局は、交通死亡事故の多発により発表基準に達した場合には、速やかに「交通死亡事故多発警報」を発表するとともに、関係機関・団体等による対策会議を開催するなど、地域住民等への注意喚起を図る緊急かつ効果的な広報啓発、住民集会、街頭指導等の交通安全運動を実施する。
- (2) 飲酒運転根絶緊急対策
道や総合振興局・振興局は、飲酒運転の発生状況に鑑み、緊急に飲酒運転を防止するための措置を強化する必要があると認めるとき、「緊急対策期間」を設定するとともに、特別の措置を講ずるべき「重点対策地域」を指定して、道警察、市町村その他関係機関と連携協力しながら飲酒運転を根絶するための取組を推進することで、飲酒運転の防止を図る。